

文教厚生委員長報告

令和5年2月定例会

文教厚生委員長報告をいたします。

文教厚生委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県手数料条例の一部を改正する条例」など条例案7件、「県立病院の診療費に係る債権の放棄について」の一般事件案1件、「令和5年度島根県一般会計予算」など予算案11件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第35号議案「島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例」、第37号議案「県立学校の職員定数条例及び市町村立学校の教職員定数条例の一部を改正する条例」及び第69号議案「島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び島根県認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例」の条例案3件、第5号議案「令和5年度島根県一般会計予算」、第11号議案「令和5年度島根県国民健康保険特別会計予算」及び第19号議案「令和5年度島根県病院事業会計予算」の予算案3件については賛成多数により、また、その他の議案については全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

全会一致とならなかった議案のうち、主なものについて報告します。

第11号議案については、高い国民健康保険料を引き下げるため、県の独自財源を投入すべきであるとの理由から反対であるとの意見がありました。

また、第19号議案については、県民誰もが安心して県立病院を受診できるように、保険外負担となる初診時、再診時にかかる選定療養費や差額ベッド料の徴収は廃止すべきであるとの理由から反対であるとの意見がありました。

次に、第35号議案及び第69号議案については、専門性の異なる看護職員を保育士とみなす人員配置基準の要件の緩和は、サービス低下につながる懸念があるとの理由から反対であるとの意見がありました。

次に、第37号議案については、教職員定数は、教員が本来の仕事をする上で絶対的に不足しており、大幅な拡充が求められるとの理由から反対であるとの意見がありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のう

ち主なものについて報告いたします。

第5号議案「令和5年度島根県一般会計予算」についてであります。

健康福祉部所管の看護職員等確保対策事業について、委員から、県西部では医師のみならず、看護師も確保が難しい状況にあるが、看護師養成所の支援はどのように考えているのかとの質問があり、執行部からは、令和5年度も前年同様の予算案としており、地元市町村とともに支援していくとの回答がありました。これに関連して別の委員から、県西部では定住対策にも重要と思われる分娩施設が少ないと思われるが、どのように認識しているかとの質問があり、執行部からは、医師が高齢化しているのが主な原因と思われるが、現在各圏域でお産ができるように妊婦健診や搬送などの体制を整えるための協議を行っているとの回答がありました。

次に、陳情の審査結果及び質疑、意見等のうち主なものについて報告をいたします。新規の陳情第262号「島根県手話言語条例制定を求める陳情書」は、聴覚障がい・聴覚障がい者への理解や手話に関する取組みを拡げていくために「島根県手話言語条例」の早期制定を求めるものであります。執行部から、県議会においては、平成26年10月に「手話言語法（仮称）の制定を求める意見書」が国に提出されており、また、県としても平成28年に設立された「手話を広める知事の会」を通じ、毎年度国に対して手話言語法の制定等を要望しているなどの説明がありました。委員からは、平成30年9月定例会における陳情と同趣旨であり、趣旨採択とすべきではないかとの意見がありました。一方で別の委員からは、ほかの自治体でも条例制定が進んでいる中、この約4年の間に県でも議会でも特段の動きが見られなかった。景観条例のように自治体が先に進んで国の動きにつながった例もあることから、一步進んで本陳情を採択とすべきとの意見がありました。こうした議論の結果、趣旨採択とする審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、教育委員会所管事項についてであります。

委員から、島根県は女性の就業率が高く、放課後児童クラブは学校と家庭をつなぐ貴重な居場所となっている。その放課後児童クラブで基礎的学力を身に付けることができるよう学校と放課後児童クラブが連携した仕組みを作ることが必要であるとの意見があり、執行部からは、市町村教育委員会を通じてできるところから働きかけをしていきたいとの回答がありました。

次に、健康福祉部所管事項についてであります。

委員から、この春からこども家庭庁が創設されるところでもあるが、放課後児童クラブのような異なる学年の子どもと一緒に生活する中で、社会での様々なルール

などを身につけることができ、主体性や創造性を育むこともできる子どもたちの居場所の重要性は増しており、昨年度に引き続き放課後児童クラブの充実に向けた取組が必要であるとの意見がありました。

そこで当委員会としては、放課後児童クラブ運営を行うための十分な支援員体制と給与体系の確立、及び放課後児童クラブを開設・運営しやすい支援制度の充実を国に対して要望すべきとの結論に至り、全会一致をもって意見書を提出すべきとの結果でありました。

なお、この意見書については、後ほど岩田議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

以上、文教厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。